

知っていますか？国民年金保険料の免除制度

●申請・問合せ先 国保年金課医療・年金係(市西1階) ☎72-2111(内線427)

国民年金保険料は毎月納めていただく必要がありますが、収入の減少や失業などにより、保険料を納めることが経済的に難しくなることがあります。

しかし、保険料を未納のままにしておくと、将来の老齢年金や、障がいや死亡といった不慮の事態が生じたときに、障害年金または遺族年金を受けることができない場合があります。

そのような状況を防ぐため、本人からの申請により、保険料が「全額免除」または「一部免除」される制度があります。

免除が承認された場合の保険料額

	全額免除	4分の3免除	半額免除	4分の1免除
保険料月額	0円	3,900円	7,800円	11,700円

※なお、一部免除期間で、減額された保険料を納めない期間は、未納となります

▶全額免除…

保険料の全額(平成27年度は月額15,590円)を免除

▶一部免除…

保険料の一部免除(4分の3免除、半額免除、4分の1免除)

免除を受けるための条件

本人・配偶者・世帯主それぞれの前年度所得が、次で計算された額以内であれば、免除を受けることができます。

全額免除	$(\text{扶養親族の数}) \times 35\text{万円} + 22\text{万円}$
4分の3免除	78万円 + 扶養親族等控除額 + 社会保険料控除額
半額免除	118万円 + 扶養親族等控除額 + 社会保険料控除額
4分の1免除	158万円 + 扶養親族等控除額 + 社会保険料控除額

30歳未満の人を対象とした若年者納付猶予制度もあります

30歳未満で、本人・配偶者それぞれの前年所得が一定以下の人は、保険料納付が猶予されます。

※平成27年7月から平成28年6月分の免除申請については、平成26年中の所得で審査を行います

※審査は住民税の申告内容をもとに行いますので、税の申告を忘れずに行ってください

免除・猶予を受けるには、申請が必要です

「国民年金保険料免除・納付猶予申請書」を、市国保年金課または久留米年金事務所に提出(郵送可)してください。申請書は、各窓口で配布しているほか、日本年金機構ホームページ(<http://www.nenkin.go.jp/>)から印刷できます。

希望により、毎年の申請手続きが不要になります

全額免除または若年者納付猶予を承認された人が、申請時に翌年度以降も申請を行うことをあらかじめ希望する場合、翌年度以降は、改めて申請を行なわなくても、継続して申請があったものとして審査を行います。

※ただし、失業などを理由とした特例による免除申請のときは、翌年度も申請書の提出が必要です

過去2年までさかのぼって免除申請ができます

過去2年(申請月の2年1か月前)まで免除を申請できるようになりました。過去2年間に国民年金保険料の未納期間がある人は、市国保年金課または久留米年金事務所へお問い合わせください。

例：平成27年8月に申請する場合、平成25年7月分までさかのぼって申請できます